## 山口県民生委員児童委員協議会会則

(名 称)

第1条 この会は、山口県民生委員児童委員協議会(以下「本会」という。)と称する。 (事務所の所在地)

第2条 本会の事務所を山口市大手町9番6号に置く。

(会 員)

第3条 本会は、山口県内の民生委員・児童委員をもって構成する。

(目 的)

第4条 本会は、民生委員・児童委員相互の連携を緊密にするとともに、自主的研鑽を促進し、協力一致して事業の展開を図り、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

- 第5条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
  - (1) 市町民生委員児童委員協議会との連絡調整
  - (2) 社会福祉に関係ある行政機関及び諸団体との連絡調整
  - (3) 各種研修、互助共済の実施
  - (4) その他、本会の目的達成に必要な事業

(役員の種別及び定数)

- 第6条 本会に次の役員を置く。
  - (1) 会 長 1名
  - (2)副会長 3名
  - (3) 常任理事 9名
  - (4) 理 事 20名以内
  - (5) 監事 2名
- 2 理事には、会長、副会長、常任理事を含むものとする。 また、常任理事には、会長、副会長を含むものとする。

(役員の選任)

- 第7条 理事は、市町民生委員児童委員協議会の推薦を得た者を充てる。
- 2 理事の選出区分については、別途定める。
- 3 会長、副会長、常任理事は、理事の互選により理事会において選任する。
- 4 監事は、理事会において選任する。

(役員の任期)

- 第8条 役員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後でも後任者が就任するまで、その職務を行うものとする。ただし、 民生委員・児童委員の職にあるものとする。

(役員の職務)

- 第9条 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の

指名した副会長が、順次にその職務を代理する。

- 3 常任理事は、本会の事業の企画及び運営について掌理する。
- 4 理事は、本会の業務を決定し、事業を執行する。
- 5 監事は、業務の執行状況及び会計を監査し、理事会に報告する。

(顧 問)

- 第10条 本会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会務について会長の諮問に応え、又は意見を具申する。

(部 会)

- 第11条 本会に部会を置くことができる。
- 2 部会員は、市町民生委員児童委員協議会の推薦を得た者をもって会長が委嘱し、常任理事会に報告する。
- 3 部会は、本会の運営に参画し、或いは会長の諮問に応え、又は意見を具申する。
- 4 部会規程は、別に定める。

(会 議)

- 第12条 会議は、理事会及び常任理事会とする。
- 2 会議は、必要に応じ会長が招集する。
- 3 会議は、構成員総数の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決を行う事ができない。
- 4 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議に出席できない理事及び常任理事は、他の理事又は常任理事にその権限を委任し議決に加わることができる。
- 6 前項による権限の行使は、これを出席したものとみなす。
- 7 特別な事情があるときは、会長は書面をもって理事又は常任理事の意見を求め会議に代えることができる。

(理事会)

第13条 本会の業務の決定は、理事を持って構成する理事会によって行う。

ただし、日常の軽易な業務は会長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 会長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議する事項を示して理事会の招集を請求された場合は、これを招集しなければならない。
- 3 理事会において選出した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその 結果を記載した議事録を作成し、これに署名、押印しなければならない。
- 4 理事会において審議する事項は、次のとおりとする。
  - (1) 年度事業計画に関する事項
  - (2) 年度予算及び決算に関する事項
  - (3) 会則及び規程の制定または改廃に関する事項
  - (4) 会長、副会長、常任理事及び監事の選出に関する事項
  - (5) その他会長が付議した事項
- 5 前項(1)及び(2)に関する事項を協議決定したときは、地区民生委員児童委員協議

会会長・副会長研修会で報告するものとする。

(常任理事会)

- 第14条 本会の業務の執行は、常任理事をもって構成する常任理事会によって行う。
- 2 会長は、常任理事総数の3分の1以上の常任理事から会議に付議する事項を示して常任 理事会の招集を請求された場合は、これを招集しなければならない。
- 3 常任理事会において審議する事項は、次のとおりとする。
  - (1) 年度事業計画執行に関する事項
  - (2) 資産管理に関する事項
  - (3) 理事会に付議する事項
  - (4) 理事会の議決により委任された事項
  - (5) その他会長が付議した事項

(経費および会計)

- 第15条 本会の経費は、次の収入による。
  - (1) 会費
  - (2)補助金、委託金及び助成金
  - (3) 寄付金及びその他の収入

(事務局)

- 第16条 本会事務局を社会福祉法人山口県社会福祉協議会内に設置し、必要な職員を置く。
- 2 諸規程については、社会福祉法人山口県社会福祉協議会の諸規定に準ずるものとする。 (会則の変更)
- 第17条 この会則を変更しようとするときは、理事会において、出席者の3分2以上の同意を得なければならない。

附則

- 1 山口県民生委員児童委員協議会会則(昭和39年4月1日)は、廃止する。
- 2 この会則は、昭和55年5月1日から施行する。

附則

- 1 この会則は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 この会則の変更に伴い新たに理事になった者の任期は、会則第7条第1項の規程にかか わらず、平成元年11月30日までとする。

附則

この会則は、平成元年12月1日から施行する。

附則

この会則は、平成5年3月9日から施行する。

附則

この会則は、平成6年3月9日から施行する。ただし、会則第5条第1項1及び会則第6条第2項の1については、平成7年12月1日からとする。

**於** 則

この会則は、平成6年3月9日から施行する。ただし、会則第5条第1項の1及び会則第6条第2項の1については、平成7年12月1日からとする。

附則

この会則は、平成7年3月6日から施行する。ただし、会則第5条第1項の及び会則第6条第2項の1のただし書については、平成7年12月1日からとする。

附則

この会則は、平成10年12月1日から施行する。

附則

この会則は、平成12年6月7日から施行する。

附則

この会則は、平成13年11月9日から施行する。

附則

- 1 この会則は、平成15年3月4日から施行する。
- 2 会則第6条第2項(1)により平成13年12月1日に選任された理事は、市町村合併 等による行政区の変更に関わらず、平成16年11月30日まで任に当たるものとする。

附則

この会則は、平成16年12月1日から施行する。

附則

この会則は、平成17年2月25日から施行する。

附則

- 1 この会則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この会則の改正に伴い新たに理事になった者の任期は、第8条第1項の規定にかかわらず、平成19年11月30日までとする。

附則

この会則は、令和4年3月17日から施行する。